

原議保存期間	3年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

警視庁刑事部長
警視庁組織犯罪対策部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校刑事教養部長
警察大学校組織犯罪対策教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁組二発第66号
令和6年3月5日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
組織犯罪対策第二課長

SNS型投資・ロマンス詐欺事件の取締りにおける特殊詐欺連合捜査班の活用について（通達）

SNS型投資・ロマンス詐欺については、「SNS型投資・ロマンス詐欺対策の推進について（通達）」（令和6年3月5日付け警察庁丙組二発第7号ほか）により総合的かつ強力に各種対策を推進するよう指示されるとともに、別添「SNS型投資・ロマンス詐欺対策として取り組むべき事項」の第1の1では、これらの詐欺事件の取締りに当たっては、令和6年4月1日に構築される特殊詐欺連合捜査班（以下「連合捜査班」という。）を活用する方針が示されたところである。

連合捜査班については、「特殊詐欺連合捜査班運用要綱の制定について（通達）」（令和6年3月5日付け警察庁丁組二発第65号）により運用する予定であるが、特殊詐欺とSNS型投資・ロマンス詐欺の捜査には捜査事項及び手法に共通する点があり、これらの捜査は一体的に推進する必要があると認められることから、各都道府県警察にあっては、SNS型投資・ロマンス詐欺事件の取締りについては、令和6年4月1日より上記通達に基づき連合捜査班を活用し、全国警察が一体となって所要の捜査を推進されたい。